

「社会資本総合整備計画 事後評価(原案)(都市再生区画整理事業・石井地区)」に対する意見・提案と回答

- (1) 意見募集期間 令和3年12月1日(水)～令和4年1月4日(火)
- (2) 意見提出者 1名
- (3) 意見・提案及び回答

項目	意見・提案	回答
その他	<p>本来、区画整理事業は、田畑の整備のための法ときく。これを市街地の町作りに利用するのは、大いに無理がある。区画整理事業により、自然は減り、住宅、人間関係のわずらわしさ及び車の交通量が増し、うるさい危険である。私は画一化された町は好きではありません。</p> <p>また、自分で買った土地が、区画整理しても価値が下がっている。減歩され土地が狭くなる上、清算金が徴収される見込みであり、納得できない。</p> <p>現在、私の年金額は、生活保護より低いレベルです。清算金が来たら払えると思いますか。救済法を考えて下さい。</p>	<p>提出された御意見は、事後評価(原案)に対する直接の御意見ではないため、事後評価(原案)の修正は行いませんが、今後の事業の参考とさせていただきます。</p> <p>個別の事項につきましては、別途回答させていただきます。</p>

※「意見・提案」欄は、意見提出者から提出された意見・提案を一部要約しております。